

第7期くすのき広域連合介護保険事業計画
策定業務委託要求仕様書

1 事業名

第7期くすのき広域連合介護保険事業計画策定業務

2 目的

第7期くすのき広域連合介護保険事業計画の策定にあたり、本広域連合の現状と課題の分析、市民や事業者に対しニーズ調査などを実施することで、安定的な介護保険事業の運営を目指し、かつ、広域連合の利点・効果を活かした中長期的な視野に立った計画を策定することを目的として実施する。

3 委託期間

契約締結日～平成30年3月31日

4 業務内容

【平成28年度】

I 現状分析

現計画における評価・課題の分析等を行う。分析にあたっては、対象者抽出は発注者が行うため、データ突合等必要な作業は受託者にて行う。日常生活圏域毎に分析できるものに関しては、日常生活圏域毎・構成市毎・広域連合全体のそれぞれで分析を行う。

i) 第6期事業計画の評価

給付実績等から、評価・課題の抽出・分析

ii) 居宅介護サービス利用者の分析(2ヶ年の同月分析)

在宅サービス利用者と居住系サービス利用者(特定施設等)の、在宅種別毎の各サービス利用状況や介護度の変化等の状況把握

件数:約13,000件(内、特定施設利用者約600件)/月×2月

iii) 死亡者の分析(2ヶ年の分析)

死亡者の介護サービス利用の有無、要介護認定期間等の把握

件数:約3,000件/年×2ヶ年

iv) 保険料所得段階毎の分析(2ヶ年の同月分析)

保険料所得段階毎の要介護認定率、介護サービス利用状況の有無の把握

件数:約90,000件(内、要介護(支援)認定者約20,000件)/月×2月

v) その他の分析

その他必要な分析があれば協議の上、課題等の抽出を行う。

※ ii)～iv)については、システムベンダ(富士通MCWEL)より必要データ(打ち合せあり)を抽出したものを提供予定。また必要に応じて、大阪府国民健康保険団体連合会の給付実績データを活用すること。

【平成29年度】

I 実態調査

(1) アンケート内容

i) 厚生労働省提示調査

厚生労働省から提示される「介護予防・日常生活圏域調査票」、「在宅介護実態調査(仮称)」を基本項目とし、前回は参考にした独自項目などを加え、受託者が発注者と協議の上作成する。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

対象:くすのき広域連合管内の65歳以上の高齢者(要介護認定者除く)

件数:6,000件

② 在宅介護実態調査

対象:くすのき広域連合管内の要介護認定を受けている者(施設等入所者除く)

件数:6,000件

ii) 独自アンケート調査

調査内容については、受託者が発注者と協議の上作成しする。また、必要に応じて自由記載欄を設ける。

① 認知症高齢者調査(新規調査)

対象:担当ケアマネ

件数:約300件

内容:5ページ程度(自立度毎の介護サービス利用状況、生活状況等)

② 介護人材確保にかかるアンケート調査(新規調査)

対象:介護サービス事業を展開する法人

件数:約100件

内容:10ページ程度(従業員の定着状況、問題点等の現状把握)

(2) 調査方法

郵送にて、配布・回収を行う。

調査票の印刷、発送用封筒(長3サイズ)及び返信用封筒の作成、宛名シール作成・貼付(データは本広域連合から提供する)、封入封緘作業、調査票の発送等、作成から発送までの作業は全て受託者が行い、費用は全て本契約の委託料に含む。

なお、返信費用については、郵便局の料金受取人払いで行うため、本広域連合宛に返信されることから、発注者がその料金を負担し、調査票の受け渡しを本広域連合事務所にて行う。発送等による受け渡しを希望する場合は、その費用は受託者が負担する。

(3) 集計・分析

集計・分析方法については、発注者と協議の上、受託者が行う。

① 構成市毎・日常生活圏域毎・広域連合全体のそれぞれで評価・課題の分析を行う。

- ②単純集計、属性別クロス集計(年齢別等)、設問間のクロス集計など、分析上必要な集計方法を行う。
- ③必要に応じて前回実施した調査との経年比較を行う。
- ④厚生労働省提示調査のアンケート結果は、国が配布するエクセルシート及び「見える化システム」への最善な方法での入力支援を行い、地域間比較などを行う。
- ⑤分析結果を計画に反映する。
- ⑥構成市毎の分析結果については、構成市老人福祉計画策定のためにデータにより情報提供を行う。

II 人口の推計

総人口、高齢者(日常生活圏域毎)、要支援・要介護認定者等の人口推計を行う。
構成市の総合計画、国立社会保障・人口問題研究所などの将来推計との整合性を図る。

III 介護サービス量、地域支援事業の推計・介護保険料の算出

現状分析の結果を活用し、必要に応じて平成37年度までのサービス量等を推計する。
推計については、国の「見える化システム」に対応できるように試算するなど最善な方法での入力支援を行い、発注者と調整の上、算出すること。

IV 介護保険事業計画案の作成

アンケートなどの調査結果、介護保険事業計画策定委員会の意見、国・大阪府の指針や前計画の内容を踏まえ、介護保険事業計画案を作成する。また、適宜図表などを使用するなど分かりやすい表現に努め、広く市民の理解が得られるよう、構成等に特段の配慮を行うこと。

V 策定委員会の運営支援

年4回を予定している策定委員会に出席し、報告、助言、提案、会議資料及び会議録の作成(べた打ち)など、会議の運営支援を行う。

VI パブリックコメントの支援

計画素案について、パブリックコメントを実施するため、実施方法などのアドバイス、資料作成や意見集約を行う。

VII その他

他市町村等の情報収集、国や大阪府からの照会事務の回答支援など、その他計画策定に係る附帯事務について、発注者の支援を行う。

Ⅷ 成果品

- i) 「第7期介護保険事業計画書」 500部(A4判 150ページ程度)
- ii) 「第7期介護保険事業計画書」概要 600部(A4判 30ページ程度)
(概要版については、必要に応じてルビを振ること)
- iii) パブリックコメント原稿 5部(A4判 150ページ程度)
- iv) 各種会議資料、会議録(音声データ含む)及び報告書
- v) 上記データ一式

4 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律及びくすのき広域連合個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取扱いに留意すること。
- (2) 成果品及び本業務で作成されたデータ等の所有権、著作権及び利用権は、本広域連合に帰属するものとする。
- (3) 受託者は常に本広域連合からの連絡を受け取れる状態とし、本広域連合からの打ち合わせ等の申し出があった場合は、原則、本広域連合に出向くものとする。
- (4) 計画策定にあたり、今後新たな方針が国及び大阪府から示された場合は、本業務の内容を変更する場合がある。
- (5) 成果品に誤りや不備があった場合は、受託期間後であっても受託者の責任において無償で訂正等を行うものとする。
- (6) 介護給付費に関する現状分析及び推計等においては、原則、大阪府国民健康保険団体連合会から送信されるデータを活用し、その他必要に応じて本広域連合からデータを提供する。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理するものとする。